

2019年1月15日

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）による市中協議文書「デリバティブ取引における顧客清算取引のレバレッジ比率規制上の取扱い」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から2018年10月18日に公表された市中協議文書「デリバティブ取引における顧客清算取引のレバレッジ比率規制上の取扱い」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

#### 《総論》

我々は、2017年12月の「バーゼル III：金融危機後の改革最終化」の公表以降に、BCBS および金融安定理事会（FSB）等により実施された、レバレッジ比率規制上の証拠金の取扱いがデリバティブ取引における顧客清算取引に与える影響の継続モニタリング、量的・質的サーベイ結果を踏まえた分析および市場との対話等の取組みに敬意を表するとともに、今回の見直しの提案に賛同する。

現行のレバレッジ比率規制では、顧客清算取引サービスを提供している金融機関（CCSP）にとって、証拠金のリスク削減効果が勘案されないことにより、取引量の拡大がレバレッジ比率の悪化に繋がってしまうことから、レバレッジ比率規制が顧客清算取引サービス提供のディスインセンティブになっている。この点は、FSB等から2018年11月19日に公表された「店頭（OTC）デリバティブ取引について中央清算を行うインセンティブ」（以下「FSB等報告書」という。）で指摘されている<sup>1</sup>とおりであり、CCSPが当該業務の縮小等を進めることによって、金融機関全体の取引コストの上昇を招く恐れがある。取引コストの上昇により、金融機関のリスクベースの自己資本比率の低下といった悪影響が生じる可能性も懸念される。

レバレッジ比率規制の取扱いの見直しは、顧客清算取引を行う金融機関のディスインセンティブの度合いを弱めるだけでなく、清算集中業務においてクリアリングブローカーとなる金融機関に対する負荷軽減にもつながり、ひいては

---

<sup>1</sup> FSB and standard-setting bodies publish final report on effects of reforms on incentives to centrally clear over-the-counter derivatives  
<http://www.fsb.org/2018/11/incentives-to-centrally-clear-over-the-counter-otc-derivatives-2/>

清算集中促進の環境整備に資すると考えられる。

我々は、上記の観点から、今回市中協議文書において提示された3つのオプションのうち、オプション2：顧客から受け入れた現金および非現金による当初証拠金と、顧客のために中央清算したデリバティブ取引に係る将来の潜在的なエクスポージャーとの相殺を認める案、またはオプション3：顧客から現金および現金以外のかたちで受け入れた当初証拠金および変動証拠金と、再構築コストおよび将来の潜在的なエクスポージャーとの相殺を認める案を支持する。

#### 《各論》

##### (質問)

1. 顧客清算デリバティブ取引に係るレバレッジ比率の取扱いの改定が必要な具体的かつ強固な実証的証拠はあるか。
2. 本市中協議文書で検討されている二つの改定案は、過度なレバレッジを防ぎ、標準的なデリバティブ契約の中央清算を促進することによって銀行システムの強靱性を強化するという G20 リーダーの政策目標をどの程度十分に満たしているか。
3. 顧客清算デリバティブ取引に係るレバレッジ比率の取扱いの改定案が適用された場合に生じる可能性のある、顧客清算業界について将来想定される行動変容は何か。

##### (回答)

一般的に、デリバティブの清算集中業務において CCSP に対する負荷（ひいては、清算集中促進を阻害する要因）として、①クリアリングファンドに係る資本賦課、②レバレッジ比率規制の2点が主に指摘されている。今般の BCBS による見直しは、このうち②の負担の軽減に繋がるという意味で歓迎したい。

レバレッジ比率規制のもとでは、顧客清算サービスの拡大が CCSP 自身のレバレッジ比率の悪化に繋がり、そのサービス提供のディスインセンティブとなっていることは、FSB 等報告書でも示されている。

さらに、以下の点を考慮すると、CCSP のサービス提供に係る阻害となるディスインセンティブが将来的にさらに拡大する可能性がある。

- ・（非清算店頭デリバティブ取引を対象とした）証拠金規制の拡大に伴う既存非清算集中取引の清算機関へのバックロードニーズの増加
- ・シンガポール<sup>2</sup>や香港（AUD スワップ）<sup>3</sup>等の一部法域における清算集中義務

<sup>2</sup> MAS Requires OTC Derivatives to be Centrally Cleared to Mitigate Systemic Risk  
<http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2018/MAS-Requires-OTC-Derivatives-to-be-Centrally-Cleared-to-Mitigate-Systemic-Risk.aspx>

<sup>3</sup> Regulators conclude consultation on further enhancements to the OTC derivatives regulatory regime

## の導入・拡大

これらは、清算集中される取引を増加させる要因となり、さらに、増加した取引の多くは、CCSP を通じた顧客清算取引のかたちで清算集中されると考えられる。しかし、現行のレバレッジ比率規制が顧客清算取引へのディスインセンティブとなっている状況下、期待されるほど清算集中が進まないことも懸念される。

さらに、こうしたディスインセンティブは、CCSP の寡占化やコストの引上げといった FSB 等報告書に指摘されている問題点を更に悪化させ、清算集中を進めて金融システムの強靱性を強化しようとする当初政策目的を阻害しかねないと考ええる。

CCSP 自身の健全性はすでにバーゼル3の枠組みで十分に達成できると考えられ、今回のレバレッジ比率規制の見直しにより、CCSP の健全性を確保しつつ、顧客清算業務へのインセンティブを拡大し清算集中取引の増加を図ることが可能となる。そのためには、今回提案されたオプション2またはオプション3の採用が適切と考える。

ただし、顧客から預託された証拠金の全てを中央清算機関 (CCP) に預託せず、その一部を CCSP において分別管理することなく再運用を行っている場合においては、適切な顧客資産の管理が行われているとは言い難いため、いずれのオプションにおいても当該相殺は無条件に認められるべきではないと考える。

以 上